

# 研究紀要

伊豆国新島島役所日記

前法政大学文学部教授  
元新島村史編纂委員長 段木一行

# 伊豆国新島島役所日記

段 木 一 行

## はじめに

伊豆諸島の中で古文書が最も多く現存する新島村では、平成8年(1996)に『新島村史』を刊行する際に「通史編」と、3冊の「資料編」を同時に出版している。資料編は「史料」「流入史」と「動植物目録・自然関係資料」である。その後、古文書の劣化を防ぐための修復作業に合わせて、これらの解読と刊行を、平成13年度から進めており、平成14年(2002)3月に『新島村史』資料編Ⅲとして「新島島役所日記」(弘化-慶応)を刊行し、全3冊で完成させることにしている。近世の「新島島役所日記」は現在知られている分量は56冊ある。これは新島村博物館の「古文書目録」の[A2]に該当するもので、昭和32年度に東京都教育委員会が実施した伊豆諸島文化財総合調査の際に作成した「新島古文書目録」(『伊豆諸島文化財総合調査報告』第2分冊 所収)<sup>(1)</sup>が基本になっている。しかし、調査当時の状況は虫損・水損が激しく、内容まで正確に分類不可能であったため、『日記』でないものも混入している。

今回、裏打ち修復のほぼ完了したものを中心に解読を進めた結果、『日記』に属さないものを省き、ここに小論をまとめることにした。詳細については『新島村史』資料編Ⅲで各日記の末尾に「解説」を付したので省略したところである。

## 1. 支配

### (1) 代官

伊豆諸島は近世全期を通して代官支配の幕領(天領)であった。『大島町史』では代官29名を掲げている<sup>(2)</sup>。散在史料からの収集であろうが、残念ながら出典が明らかにされていない。『新島村史』は「先前御支配並御渡海之御役人方控」から37名の代官名を上げている。しかし、この史料も明治4年(1871)地役人前田筑後守道雄の作成になるものであって、個々の根拠史料名を記載しておらず信憑性に課題が残ってはいる。

大島町史			新島村史		
氏名	任	期	氏名	任	期
中川 九右衛門	慶長18年	一元和4年	奥山 縫殿之助	慶長年間	一元和5年
佐野 平兵衛	元和3年	一寛永18年	奥山 弥九郎	慶長年間	一元和5年
			今宮 惣左衛門	元和6年	一元和8年
			小宮山 八兵衛	元和8年	一寛永3年
			豊島 作右衛門	寛永3年	一寛永5年
伊奈 兵藏	寛永19、正保	・慶安	豊島 作十郎	寛永5年	一正保元年
			(不明)		
			谷 庄兵衛	承応2年	一寛文9年
伊奈 兵右衛門	寛文2年	一貞享元年	谷 弥五右衛門	寛文7年	一寛文9年
竹内 三郎兵衛	貞享2年	一元禄2年	伊奈 兵右衛門	寛文9年	一天和3年
五味 小左衛門	元禄2年	一元禄7年	竹内 三郎兵衛	天和3年	一貞享4年
設楽 喜兵衛	元禄7年	一元禄13年	五味 小左衛門	貞享4年	一元禄8年
小長谷 勘左衛門	元禄13年	一宝永7年	設楽 喜兵衛	元禄8年	一元禄12年
小林 又左衛門	宝永7年	一正徳4年	小長谷 勘左衛門	元禄13年	一宝永7年
河原 清兵衛	正徳4年	一享保8年	小林 又左衛門	宝永7年	一正徳4年
向井 将監	享保8年	一延享4年	河原 清兵衛	正徳4年	一享保11年
			日野 小左衛門	享保11年	
斎藤 喜六郎	延享4年	一寛延2年	山田 治右衛門	享保11年	一享保14年
			斎藤 喜六郎	享保11年	一寛延元年
山本 平八郎	寛延2年	一宝暦8年	大屋 杢之助	寛延2年	
伊奈 半左衛門	宝暦8年	一宝暦14年	山本 平八郎	寛延2年	一宝暦9年
伊奈 備前守	明和2年	一安永7年	伊奈 半左衛門	宝暦9年	一明和5年

江川 英征	安永7年－寛政4年	江川 太郎左衛門	明和5年－寛政3年
		野田 文蔵	寛政4年
		小笠原 仁右衛門	寛政4年
江川 英毅	寛政4年－寛政7年	江川 太郎左衛門	寛政4年－寛政7年
三河口 太忠	寛政7年－寛政10年	三河口 太忠	寛政7年－寛政9年
萩原 弥五兵衛	寛政10年－文化4年	萩原 弥五兵衛	寛政10年－文化5年
瀧川 小左衛門	文化4年－文化7年	瀧川 小左衛門	文化5年－文化7年
榊原 小兵衛	文化7年－文化8年	榊原 小兵衛	文化7年
鈴木 伝八郎	文化8年－文化11年	鈴木 伝市郎	文化8年－文化11年
杉 庄兵衛	文化11年－文政9年	杉 庄兵衛	文化11年－文政9年
柑本 兵五郎	文政9年－文政12年	柑本 兵五郎	文政9年－文政12年
田口 五郎左衛門	文政12年－天保2年	田口 五郎左衛門	文政12年－天保3年
羽倉 外記	天保2年－天保11年	羽倉 外記	天保3年－天保11年
江川 英龍	天保11年－安政元年	江川 太郎左衛門	天保11年－安政2年
江川 英敏	安政元年－文久2年	江川 太郎左衛門	安政2年－文久2年
江川 英武	文久2年－明治2年	江川 太郎左衛門	文久2年－慶応4年

なお、『八丈島誌』<sup>(5)</sup>にも歴代代官名が纏められている。

これら代官は在島して支配することはなく、年1回程度の割合で代官配下の手代を巡島させていた。しかし、代官の中でも巡島する者がいなかった訳ではなく、巡島代官としては次の4例がある。

三河口 太忠	寛政8年(1796) 4月－12月
柑本 兵五郎	文政10年(1827) 4月－7月頃
羽倉 外記	天保9年(1838) 3月－
江川 英龍	弘化3年(1846) 4月－6月

### (2) 地役人

新島の地役人は神主前田氏の世襲になっていた。地役人は代官の命により島の統治を実行し、役料が支給されている。新島地役人として分かっている者は次の通りである。<sup>(6)</sup>

氏名	任	期
前田民部重吉		－明暦3年(1657) 2月
前田長門守重正	万治2年(1659) 6月	－宝永2年(1705) 8月
前田若狭守重富	元禄11年(1698) 5月	－元禄11年(1698) 8月
前田丹波守永昌	宝永2年(1705) 8月	－享保17年(1732) 1月
前田長門守永慈	享保15年(1730) 4月	－明和6年(1769) 2月
前田長門守繁順	天明6年(1786) 6月	－享和3年(1803) 1月
前田順備	享和3年(1803) 2月	－文化14年(1817) 11月
前田筑後守道英	文政元年(1818) 10月	－嘉永2年(1849) 6月
前田筑後守道雄	嘉永6年(1853) 10月	－明治28年(1895) 8月

### (3) 名主・年寄

飛騨騒動の首謀者として新島に流刑の身になった上木甚兵衛看護のために渡島した、息子の三島勘左衛門<sup>(7)</sup>著『伊豆七島風土細覧』には、神主兼地役人前田氏の下に名主・年寄以下の村役が村政を担当していたことが見られる。当初、新島には村制はなく、島そのものが行政の単位になっていたが、若郷が形式上独立<sup>(8)</sup>するようになってから、本来の集落を本村または東村と言い、若郷地区を若郷村と称するようになった。地震の被害を受けて北村地区住民の移住に際して年寄の一人勘兵衛が新住地区の責任者としての年寄役を勤め、整備されるに従って若郷村名主になるが、本村と比較して規模が小さく、本村と対等になるのは近代以降のことである。

新島の名主はほぼ青沼氏の世襲であった。享保年間以降「入札」という公選制が採られるようになったが、依然として青沼氏が一頭地を抜いて、実質的にも青沼氏が名主役を勤めている。若郷村は勘兵衛家が<sup>(9)</sup>

ほぼ名主役を勤めている。

名主の補佐役として数人の年寄がいる。一時、年寄役にも「入札」制度が採用されたが、本来的に名主の指名であった。本村には原町と新町の区画があり、年寄が分担していたらしい。

年寄の下には百姓全員で構成される「五人組」があり、これを束ねる組頭がいる。慶安3年(1650)には34組、天保8年(1832)には原町16組・新町17組で構成されており、時代によって若干の変動がある。この他、職種により百姓頭・船頭頭・漁船頭・廻船頭・商人頭や、大工棟梁・流人頭などと呼ばれる者が見える。

地役人を始め名主・年寄役などが勤務する役所には「書役」と呼ばれる書記がおり、公的事項の記録を作成していた。『新島島役所日記』の作成も書役の重要な任務で、宝暦年間の『日記』(A2-1)は頭役(年寄役の一人か)の梅田伊兵衛の手によって作成されており、「書役」も村役の一人であったことが知られる。島内の知識階級なのである。彼は「名主役入札」には3位に入っている。しかし、やがて「書役」には知識流人が任命されるようになる。

天保15年(1844)9月8日条に書役の交替があり、「書役矢部鉄太郎退役被仰付」とあり、2日後の10日条に「流人鉄太郎、流人頭役被仰付」と見える。彼は文政4年(1821)に流刑の身となった小普請組の幕臣で、弘化4年(1847)に新島で病死と「新島流人覚」にある。書役鉄太郎の後任には大嶋又左衛門が任命されているが、彼も清水添番長柄奉行伊丹次郎兵衛組同心の幕臣であった。彼は天保4年(1833)に流刑され、明治元年(1868)の大赦令で自由の身になっている<sup>(10)</sup>。

## 2. 新島の概況

安永3年(1774)3月に作成された「伊豆国付嶋々様子大概書」<sup>(11)</sup>の新島項を次に簡潔にまとめてみた。

- ・ 新島は無高で田畑に対する年貢負担はないので、村高はゼロということになる。
- ・ 江戸から海上約47里の位置にあって、東西約30町(約3.27km)・南北約3里(約12km)の島である。
- ・ 家数は383軒(東村350・若郷村33) \*東村とは本村
- ・ 人口は1,885人(男838・女1,047、東村1,709・若郷村176)、外に流人109人がいる。
- ・ 本宮(産土神)は三嶋大明神で、末社・摂社は26社4堂、神主は前田左近・社人17人。
- ・ 寺院は下総国中山法花経寺末、日蓮宗三松山長栄寺で、塔中には善立坊・東要坊・正学坊・常円坊がある。
- ・ 享保8年(1733)に決められた年貢は、永16貫983文。塩役・木雲月役・鯉節役とムロ・栄螺・椿実役である。
- ・ 村外の平山に牛の放牧場がある。
- ・ 畑作としては大麦・小麦・菜・大根・その他の野菜を少々作っているが島内用だけで、年貢諸役は課せられていない。
- ・ 山の産物としては薯(ナガイモ)・蕷(ヤマイモ)・野老(トコロ)・あした葉や野草が少々というところである。
- ・ 樹木としてはシイ・ツバキ・ハンノキ・マツ・タケやその他の雑木がある、スギやクワを山中少々植林している。
- ・ 金・銀・銅・鉄・鉛・硫黄・砥山・絵具・薬種類はない。
- ・ 海藻としては海鹿・広布・海苔などがあるが島人の食料である。
- ・ 宝暦3・4年(1753・4)頃からサツマイモの移植を始めたが、水不足や風損などで収穫は覚束無い。
- ・ 島人の仕事は男は漁業・海藻採り・薪伐りや畑仕事、女は薪伐り・葛・野老・山芋・あした葉などの山菜採で、薪伐りは主として女の仕事である。
- ・ 養蚕を少々おこなっている。屋根茅・苦草は少々ある。
- ・ 島には商人はいないが、濁酒を造って売る者、江戸や浦賀などから澄酒を貰って来て売る者、米・麦・大豆・小豆などの穀物や、小間物などを少し売る者はいる。
- ・ 鍛冶2人・家番匠1人・船大工12人・桶師1人。医師はいないが流人の中で心得のある者から薬を貰う。薬は便船で江戸などから買い求める。

- ・ 新島の南方約1里の所に式根島という無人島がある。この島は枝島で葛・野老・山芋などがあるが、凶作以外の年には採らない。地内島も無人島で立木はない。
- ・ 新島には船懸かりの出来る湊はなく、穏やかな日には西面の荒浜（前浜）に着けている。式根島には入江が2ヶ所（野伏浦・中ノ浦）あって、八丈島御用船・流人船や渡海船などが日和待に船懸かりすることがある。外国船の入津はない。
- ・ 島内の食糧が不足するので、干物・鯉節・薪などを江戸や下田へ積み出し、帰りに米穀や食料などを買い求める。
- ・ 島には廻船8艘（6人乗4艘・5人乗2艘・4人乗2艘）、かつては24艘あった。漁船は46艘ある。
- ・ 鉄砲は2挺、神七前田左近と名主元右衛門が所持している。
- ・ 破船・漂着船で御城米や御用の品を積んでいる場合は、直ちに島役人が人足を残らず引き連れて荷物を陸揚げし昼夜番をなし、漂着の様子を聞き取り、代官所へ報告し指示を受けること。また、積荷で沈んだ品を引き上げた場合は10分の1、浮荷の場合は20分の1を島方の取分とする。私領船・商い船の場合も同様とすることを命じている。
- ・ 旅船の場合は乗組者を上陸させてはならない。自然寄船の場合は積荷を陸揚げし、半年の間荷主の申出を待ち、経過後には再度代官所の指示を受けるよう命じてある。
- ・ 八丈島御用船が寄港する時には役人共は船まで出頭する。もし順風でなく式根島に入津する場合には、引船・番船を出し、代官所へ報告することを命じてある。御用船逗留中は油断なく警護する。流人船も同様である。
- ・ 新島流人は前浜で船懸かりし、船中にて御船手役人から、流人と持参の品々を相改め、人数・名前・年齢などの証文写と引き合わせて受取ることを命じてある。
- ・ 八丈島御用船・流人船が航行する時には山見番を立て確認し、代官所へ報告することを命じてある。
- ・ 流人の島抜けや、不届きのある時には早速搦め捕り、取り調べて番人を付け、書類を持参のうえ、代官所へ報告すること。代官所から奉行所へ報告し、指示を受けてから、処刑を申し渡すことにしている。

以上が18世紀後半期における新島の概要である。伊豆諸島の中では大島・八丈島・三宅島に次いで大きな島であるが、式根島を枝島として保持しており、砂浜の長く穏やかな自然条件が新島を豊かにしている。島であるから本土に比べて地味は劣るのは当然だが、特に新島は保水性の乏しい砂地であるために畑作には苦勞している。穀物類の生産性は低く、不作年にはたちまち飢餓状態に陥りやすい。このため、甘薯移植の成功は「島開闢以来の患いをわすれる」ほどの、まさに食糧革命と言える。

医薬品は心得のある流人から貰うとあるが、その流人が高価な薬を所持している訳ではなく、地役人前田氏が自費を割いて下田から買い求め、施療に供していることが「日記」に見える。島内の福祉・教育に貢献することも、又、地役人の役割であり、寺僧も同様に島民から期待される存在だったと言える。

### 3. 『新島島役所日記』の書式

『日記』は1年ごとに1冊にまとめられている。大きさは美濃紙の二つ折で袋状に紙縫りで綴じられている。いわば近世での普通形式である。表紙には中央に「日記」とあり、向かって右に「年号」、左に「干支 正月大吉日」と、その下に「役所」とある。しかし、この形式は現存の『日記』で見ると限り[A2-3]の文化元年(1804)以降であって、[A2-1]の宝暦2年(1752)～同10年(1760)『日記』には表紙そのものが無い。当初から無かったのか、



新島島役所日記表紙

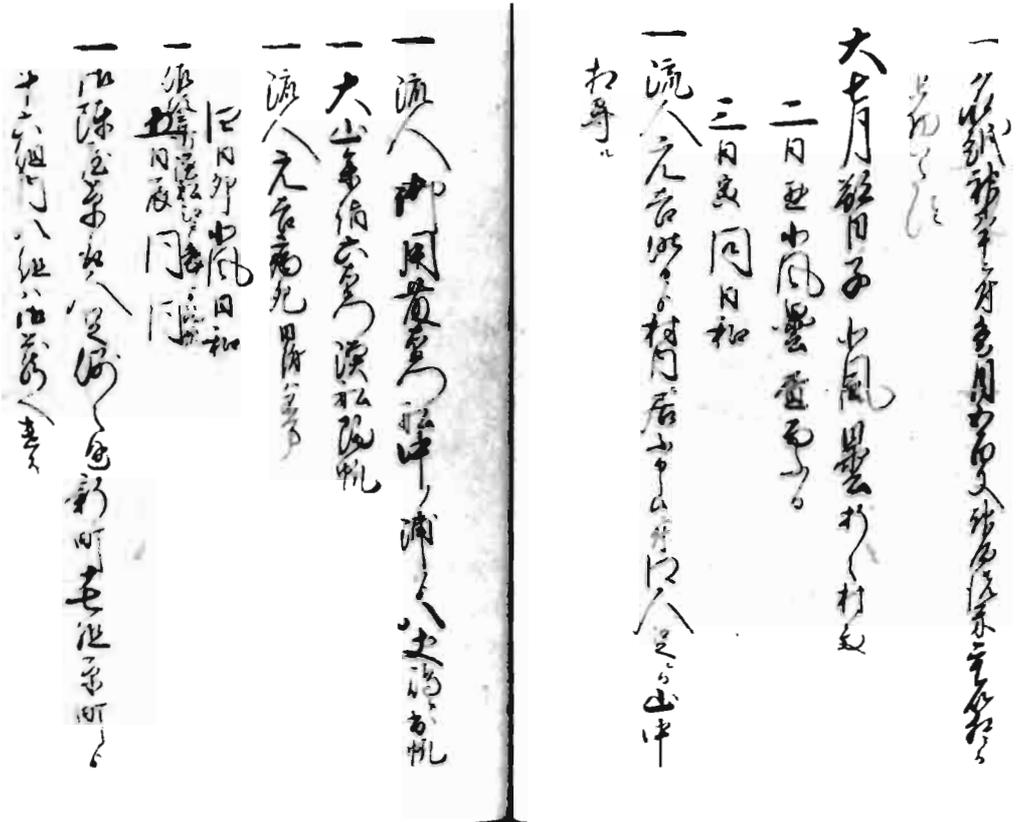
途中で欠落したのかは判断できない。また[A2-1]だけは9年分を1冊にまとめている。これは通常の『日記』ではなく、「心覚え帳」的性格をもっており、後代の『新島島役所日記』とは若干異なっている。また、文化元年(1804)・同2年(1805)・同5年(1808)・同8年(1811)の『日記』は、主として代官所から派遣された手代の行動を記録したものであって、正確

な意味での『日記』とは言い難い。文化9年(1812)以降の『日記』が書式の形式が一定するが、文化9年の『日記』は2分冊になっており、第一分冊は1月1日-4月11日、第二分冊は4月12日-12月27日になっている。

『日記』の内容には若干の欠はあるが、記述すべき事項が無いと思われる日も、風と天候だけは記録している。記述形式は[A2-1]の宝暦期の『日記』と、後代の『日記』とは大いに異なるだけでなく、年代に従って徐々に変化している。しかし、記述形式があらまし一定化するのは早く、文化5年(1808)には確定している。文化9年(1812)10月29日条を見ると、流人留次郎が書役を命ぜられており、前年までの『日記』のように代官所から派遣された手代の行動のみを記録した日記とは基本的に異質である。このことは流人の書役に委ねられる前に定式化してはいるが、『新島島役所日記』が日付順に毎日記録されるのは、書役が流人になってからと見ることができる。このことは新島方式が島役所によって決定し、島で最も重要視される「風」と「天候」を、欠かさず記録することを流人書役に命じたものと推定できる。記録内容については、おそらく村役の口述を文章化したものらしく、「あちらの山、こちらの山」を、新島では「あっちゃ山、こっちゃ山」と言ったであろう口述を、「あっちゃ山」が「アジャ山」<sup>(12)</sup>になってしまう。「アジャ」と書くことができるのは、少なくとも「世界」についての知識が必要であり、その知識を持っているのは知識流人であったろうと考えられる。また、新島では若干北に振れる西風を「相模」と言うことがある。新島から見ると相模国はやや北に片寄る西方に位置している。北々西風を「さが」と今でも新島の船乗り言葉として使われている。『日記』には微妙な北寄りの西風を「佐賀」と書き、九州佐賀を意識していることが明らかである。これも「日本地図」が、意識の底辺になければならないことで、このような文字ないしは文言が『日記』の各所に見られるのである。

#### 4. 海の幸

新島は島嶼であるから当然のこと海の幸に恵まれていると見るのは自然の理である。しかし、島だからと言って必ずしも海の幸に恵まれていると言う訳に行かない島も存在するのである。しかも、そのような海の幸から見放された島が伊豆諸島にある。享保11年(1726)以前まで御蔵島には廻船がなかった。小さな漁船もわずかに2艘<sup>(14)</sup>だけであった。お椀を伏せたような御蔵島には船を繋ぐ入江も砂浜もない。2艘だ



天保8年 新島島役所日記(一部)

けの小さな漁船では、わずかとは言え 100人もの口を満たす漁獲は得られないのである。そこで、「伊豆国附嶋々様子大概書」から伊豆諸島各島の船数と人口をまとめてみた。

島名	人口	流人数	廻船数	漁船数	漁船1艘あたり人口(含流人)
大島	2,129人	5人	23艘	48艘	44.5人
利島	328	4	—	—	—
新島	1,885	109	8	46	43.3
神津島	790	4	2	18	44.1
三宅島	1,569	116	7	20	84.3
御蔵島	134	5	1	2	69.5
八丈島	4,779	157	—	19	259.3
小島	423	12	—	8	54.4
青ヶ島	327	1	2	3	164.0

(1774年3月 時点)

この表から伺えることは 新島が伊豆諸島の中で最も海の幸に恵まれていることが分かる。しかも、魚礁の鵜渡根・地内島や大野原に近いばかりではなく、枝島の式根島を所有し、漁獲量が他の島々に比較して高いことから、海への依存度が強い。『日記』には他の島から餌魚を分けて貰うために渡海して来る記事がよく見られるのも頷けよう。餌魚はカツオ釣りに用いられるもので、ムロ・ササウオやイサキなどの小型魚は地曳網・謀計網・盾網などの網漁法によって得られるものである。新島ではカツオそれ自体をこれら網で漁獲したという記事もある。タイ・サバは釣・網漁法によっているが、大サバはカツオと一緒に釣り上げるとい記事も見られる。

「伊豆国附嶋々様子大概書」によれば、新島・神津島・利島や三宅島には運上の中に「鰹節」がある。大島には運上に鰹節は入っていないが、『南方海島志』<sup>(15)</sup>には土産の項に見える。かつて、神津島で古老が鰹節を「土佐節」と言うのを聞いた。高知県までそのルーツを訪ねたことがある。土佐沖でのカツオ漁は歴史的には古いが、鰹節造りは紀州漁民から伝授されたものとの事であった。伊豆諸島でもカツオ漁は古くから行われていたが、鰹節造りは土佐と同様紀州漁民からの伝授ではなかったろうか。カツオは鮮度が命の魚で漁獲したら直ちに加工する必要がある、陸揚げされたカツオは時間を置かずに鰹節にされる。大消費地江戸までは近いという地の利を得た伊豆諸島の鰹節が、江戸で持て囃された理由は、その迅速さにあったものと考えられる。

海の幸とは言え豊漁年と不漁年がある。宝暦2年(1752)には6-7月はカツオ漁で賑わい、9月から地曳網が盛んになった。秋魚もほどほどに有った。翌3年の春は地曳漁で大ムロが大漁となり、夏にはカツオの大漁と続いたが、秋魚は不漁になっている。続く宝暦4年(1754)にはカツオの到来が早く、3月には大漁で値段は1両で72本、5月には大ムロ・青ムロも立網(盾網)で地内島近くで水揚げされている。秋季にも長さ1尺6-7寸ほどの大ムロで賑わい、カツオ漁は春から秋まで続いている。

カツオは主として鰹節で運上は漁獲量の4分の1、ムロ・サバ・サケ・イワシ・アワビ・サザエは10分の1を運上率として上納している。<sup>(17)</sup>

宝暦6年(1756)9月の記事には「ほうけ」漁が盛んであったとある。「謀計網」のことでムロアジが大漁、10月にはムロが前浜で大漁になっている。<sup>(18)</sup>これら漁獲物は主として江戸へ運ばれ、江戸会所で人札されるため、他国での売却は禁止されている。この年の9月新島船が伊勢山田の松屋多兵衛方に干物・塩物・椿実を売却したことが見えるが、これは江戸に向かった船が流され、遠く伊勢国にたどり着いたものである。漂着した場合は例外として、その地で売却することは許されているのである。干物・塩物とは加工された魚である。「鰯魚」や「漬魚」<sup>(19)</sup>は加工魚であるがどのようなものなのかは不明である。しかし、現在の新島名産「クサヤ」に一脈通じる加工魚をしのばせる。前田長八氏は「一種独特の臭いと味のある干し魚を、いつごろからクサヤというようになったのか、それについてははっきりしたことはわかりません。新島ではクサヤと呼ぶ以前には『ショッチルボシ』とよんでいました。ショッチルとは塩汁のことです」と説明されておられる。<sup>(20)</sup>

宝暦7年(1757)2月27日条に網立について「仲間法度」に背いた者がおり、「宜無御座候」と記して

いる。網立とは漁場の割当海域を定めるもので、欠年文書ではあるが次に引用する。

あしかん立		夫より	
北の鼻より		百弍間	
			ミこの名まし迄
六十六間		四間	
くろふ田	西ノ鼻迄		
百八十九間		夫より	
夫より		百十四間	内はの根迄
八十四間	同所	夫より	
夫より	東ノ鼻迄	七十五間	大べた鼻迄
百六十五間	大潟	夫より	
夫より	東ノ鼻迄	(中略)	
壱間		百三十弍間	地なたい長根迄
	真田吹迄		
九十間		夫より	
夫より		四十弍間	かけ間迄
六十六間	小式根	夫より	
夫より	沖ノ鼻迄	八十四間	いせ船ヶ平根間
百十四間	新つしろ迄	夫より	
夫より		八十壱間	いせ船打留まで
七十弍間	水穴	千九百四十七間	
夫より	地ノ鼻迄	此分	三拾弍丁拾七間 <sup>(21)</sup>
七十八間	三せ之根迄		
夫より			
六十九間	道無迄		

これは漁場の割当海域を示したもので、新島では正月に漁船頭宅で決められることになっている<sup>(22)</sup>。天保5年(1834)1月28日条に「楯網閹取之事、年番漁船頭宅ニ而正月廿日定例ニ而閹取致可之処、去暮より瘡瘡流行いたし、右頭両家ニ而茂瘡瘡病ミ有之、延引ニ相成居候処、(中略)任其意当年ハ御陣屋ニ而閹取為申候、依而年寄役五平太出席致させ申候」とあって、楯網の漁場割りのことが『日記』に見える。なお、漁船頭は原・新両町に一人ずつおり、年番制で漁場割りの籤引きが行われたことが分かる。

神津島では漁場割当ては物忌奈命神社の神前において近年まで残っていた『籤引』神事がある。神前で誓約であって、これを侵すことは許されなかった。この漁場割当は「1年交替制で、その決定は禰宜の司祭によって、神社行事の一つになっていることに注目すべきである」とし、「建切網漁業操業細則」を付録として掲載している。

カツオの初漁には本村の明神様へまず奉納している。これは若郷村船でも本村の明神様(惣鎮守・本社・三島大明神・十三社神社)に奉納し、次いで島役所へ届けるのが慣習になっていたが、宝暦8年(1758)には若郷船が初カツオを釣り上げ、本村の明神様へ奉納したのに島役所へは持参しなかったと、いささか不満めいた感想が『日記』に記されているのが面白い。春まだ浅い季節で、カツオ漁の季節にはなっておらず、たまたま1本釣り上げたのであろう。しかし、天保13年(1842)3月13日の記事には「若郷より鯉片身参る」という例があるので、役人の口から不満気が感じられたのであろうか。

漁場の設定は新島だけの島内で完結するものではなく、近隣諸島との協議もある。宝暦6年(1756)には5月に利島と、7月(?)には神津島との間で協議を整えている。

#### 寄鯨

『日記』には毎年のように寄鯨の記事がある。方向感覚を失った鯨の群が、生きたまま砂浜に乗り上げるばかりではなく、死んだ鯨が磯に寄ったり、海上に漂う死鯨を船が引いて帰島したりと、その状況はいろいろある。宝暦4年(1754)1月、前浜「どはい」に長さ6尋ほどの流鯨を発見し、漁船10艘を出して

陸揚げした。鯨は前々の例に従って分けられている。その分け方は、大分け4つにされ、3つは惣百姓、残り1つをさらに4等分し、その1つは明神様・1つは公儀・1つは役人分・残り1つは諸人用で、拾い主には「げすひれからおがまたまで」とある。おがまたは2つあるので、1つは公儀方で売却する。この分け方は惣立会で行われたとある。

それから2ヶ月後、また、前浜沖に6尋ほどの流鯨（大頭鯨）を発見し、10艘の漁船で引き上げた。これも前例に従って分けたとあるが、前の分け方とは異なっている。すなわち、3等分し、1つは船頭、2つは引船、拾い主には作法通りケスヒレからヲバまでを与えた。ヲヒは油不足の申し出により引船に、頭部は少々拾い主に与えたとある。同じ大きさの鯨だが、後者は惣百姓・神社・役所の取分が記されていない。宝暦7年（1757）9月にも2尋ほどの寄鯨があり、前例に従い惣百姓にも割当てられている。

### 寄物

寄物とは海流で運ばれ、島に漂着した物を言い、実に多種多様である。近世にはこれら「寄物」は島の所有物であって、個人が勝手に取得することは犯罪になった。このような事で罰せられた例もある。例えば、天保2年9月22日若郷村の村人数人が流着物を隠匿した事により、4貫文の過料を申付けられたり、翌日には別の村人たちが漂着物を拾いに行き、年貢船の出帆が遅れたとして、「相当二咎メ可申付 処」などという記事が見られる。そこには村落共同体が所有者という原則が厳然として存在していたのである。

宝暦2年（1752）中河原浜に6尋ほどの折れ柱が打ち上げられていた。また、間々下浦にも折れ柱が漂着した。漂着物は入札にかけられ、前者は金3両1分、後者は金4両1分で落札されている。拾い主にはそれぞれ半分が与えられ、残り半分は所（島）の収入になっている。役所収入になる場合もあれば、惣百姓に配分されることもある。宝暦10年（1760）2月にも前浜に折れ柱が漂着、4月にも真々下浦に折れ柱が漂着している。同月下旬には11尋もの長い折れ柱が真々下浦に漂着、入札の結果金2両2分で落札し、拾い主に半分を渡している。折れ柱とは船の帆柱であって、近くの海上で船の遭難事故があったことを証明するものである。同じ頃帆柱の折れた紀州船が式根島野伏浦に入るのが本島（新島）から遠望されている。

### 海難事故

海だから当然のこと海難がある。特に難破船事故は地球上の海で日常的に発生している。島で暮らす人々にとっては、何時自分の身に降りかかるか分からないという切実感が日常生活に染み付いている。このため難破船乗組員に対しては親身の手当をする。

宝暦4年（1754）八丈島に南京船が漂着した。代官所から新島4艘・三宅島4艘・大島2艘・利島1艘の出動命令が発せられ、5月8・9日に式根島を出帆している。南京船の積荷は伊豆下田へ運ばれた。宝暦5年（1755）11月には神津島船が式根島沖で難風に逢い、碇綱が切れて新島黒根浜の岩礁に打ち当たり破船した。船具や積荷は岸に打ち上げられた。積荷は干物504俵・塩サバ3樽などが陸揚げされた。恐らく江戸へ向けての船だったのであろう。水濡れなどもあって新島での入札を希望している。落札しても高値では売れるものではなく、新島ではこれに1貫文を合力している。そして乗組員には宿で食事を提供し、全員を神津島へ送り返している。宝暦6年（1756）2月には梶柱のない紀州新宮船が漂流しているのが発見された。強い西風を避けて羽伏浦へ廻して陸揚げされている。船には船頭と11人の水主がおり、全員無事に救出されたが、救助に向かった島の漁船が損傷している。その後の記述はないが、島の船大工が修理し自力で出帆したらしい。

## 5. 山の幸

運上の中に「椿実」がある。また、「此島山物は薯蕷・野老・あした葉・其他草木之葉を取夫食之足し糧に仕候」とあり、さらに「此島二椎・椿・たみ・はんの木・松・其他雑木も有候、山中二杉・桑植申候、大木は無御座候、苔・桃・橙・柑子・蜜柑・橘等都合五六本、是ハ寺社之庭木など二有之候」ともある。『日記』にはツバキとシイの口明けが毎年出て来るように、主たる「山の幸」はこの2つに絞られる。特にツバキは「運上」に含まれるものであって最重要物であり、シイも薪と同様、江戸へ船積みして現金収入になる「山の幸」である。江戸において入札前の薪置場は「伊豆七島秘策」に絵図があるので、次に掲げておく。

島には畑番の外に山番が流人の中から指名される。島民がツバキやシイの実を口開け日以外に拾うこと

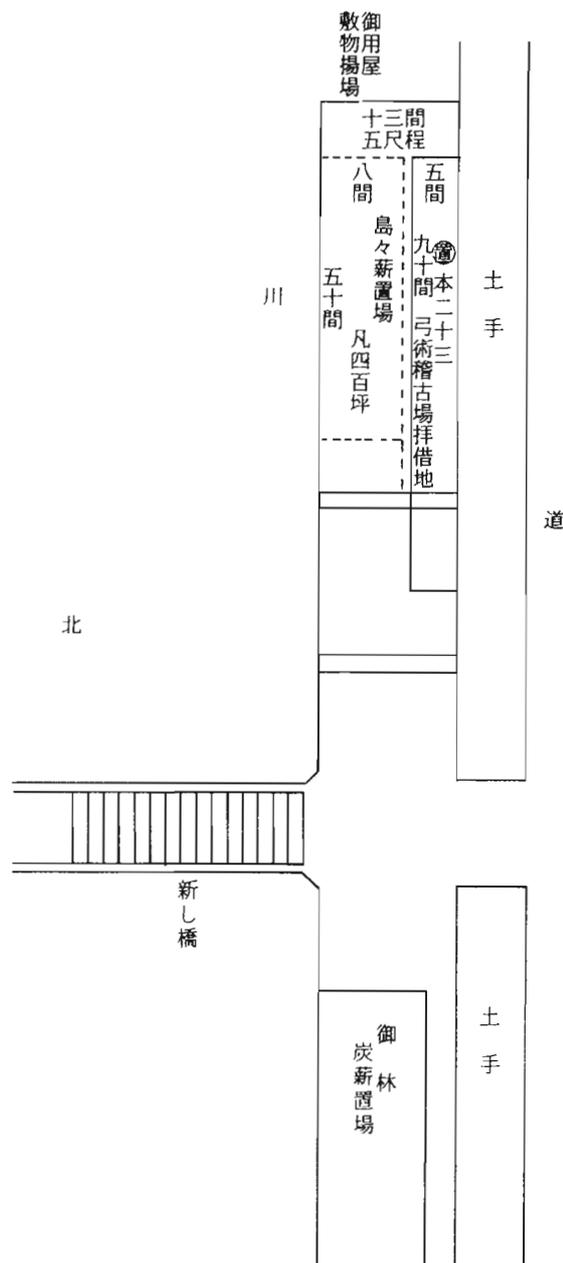
を監視する役割りが山番流人に課せられた任務であり、流人監視の義務を負う島民を逆に監視するという、相互監視制度があった。山番流人によって役所へ報告され、捕らえられる島民の例はほとんど毎年見られる。

天保元年（1830）のツバキとシイの実採取について、日付順に掲げてみる。

- 7月30日 椿山<sup>山</sup>役人中山廻り
- 8月2日 御年貢椿口明ケ、尤家別耆人ツ<sup>山</sup>・船かなら・なむれ・留山・瀬戸、右山々勝手次第入レル、若郷村<sup>山</sup>も通達いたす
- 3日 惣山椿口明ケ、若郷村<sup>山</sup>も通達いたす
- 6日 椎山<sup>山</sup>為見分<sup>山</sup>役人中山廻りいたす
- 7日 椿山初穂山取り取立ル
- 8日 山津山川椿取立ル
- 9日 山扶持椿取立ル
- 17日 椎山見分として向山・あつち山<sup>山</sup>役人中山廻りいたす
- 9月1日 椎山<sup>山</sup>為見分、役人中惣山廻りいたす
- 10日 役人中椎山<sup>山</sup>為見分<sup>山</sup>廻りいたす
- 11日 椎口明ケ之処、天気相二付延引二相成ル
- 16日 椎山口明ケ、家別耆人ツ、檜山・あつち山<sup>山</sup>勝手次第二入ル
- 20日 椎山初穂、家別耆合ツ、取集メいたす
- 23日 椎山<sup>山</sup>為見分役人中山廻りいたす、羽伏地引二而見合ニ成ル
- 25日 椎山<sup>山</sup>為見分<sup>山</sup>役人中山廻りいたす
- 10月6日 椎<sup>山</sup>為見分<sup>山</sup>役人中山廻りいたす
- 7日 椎山<sup>山</sup>式度目口明ケ、家別耆人ツ、
- 9日 椎山<sup>山</sup>取り、家別三合ツ、取立いたす

以上のように「山の幸」であるツバキやシイの実の採取は同日一斉に島民が共同で行う作業であった。家別に人数を定めたり、神仏に奉納する初穂・年貢・村入用などの取立てなどがあり、その残りが各自の得分になった。「山の幸」は村落共同体の所有物であって、口明け以外の日に山に入り採取することは堅く禁止されていた。もしこの村決めを犯した場合は罰則が掛けられた。安政4年（1857）7月28日条には「年貢椿山之節、留有之山へ参り候二付、山番二差出れ二相成候者五人（中略）、右一件一通り吟味之上、手鎖申付、親類へ預ケ申付ル<sup>(9)</sup>」という記事が見える。

「山の幸」より「海の幸」になるが、海藻を口明け以外の日に採ったということで、島の女性と流人（夫婦者）が罰せられた記事が、天保8年（1837）4月2日に見える。そして「取上ケ候藻人札いたし、惣百姓<sup>山</sup>式文ツ、割渡ス」とあり、海山に限らず、入会地のような地区に生育又は所在するものは村落共同体の所有物であることが、明確に示された記事である。ただし、入会権は村落共同体における旧来からの慣習であって、必ずしも成文化されたものではない。また、入会権は本百姓層の権利であって、小作者のような弱小農民には本来的に権利はないが、慣習によって部分的にその恩恵を受けていたとされている。



江戸柳原土手下の伊豆諸島産薪置場

## 6. 畑作

「此島田方無之畑作は居屋敷之内、或は村はつれ口少々、作り申候、然レ共白砂之場所故出来方悪敷御座候、先年は山畑口芋・蕪・粟少々作り候得共<sup>(41)</sup>」とある。この史料からすると、畑はほとんど無いと解釈できそうだが、寛政7年（1795）9月の「新嶋土地様子産物出方申上げ候書付」<sup>(42)</sup>には、次のようになっている。

新島本村	新古惣畑	5 6 町 6 反 6 畝 3 歩
若郷村	同	7 町 5 反 2 畝 6 歩
計	同	6 5 町 1 反 8 畝 9 歩

田地は無いものの、畑地は以上のように存在している。しかし、砂地であるために相当量の施肥をしても、本土のように収穫量は得られなかったとしなければならない。当時、これら畑地に植えられる主たるものはサツマイモであった。

サツマイモ栽培は伊豆諸島中では新島が最も早く、宝暦3・4年（1753・54）ごろから移植されたと「伊豆国附嶋々様子大概書」にある。その他の島々は新島から種芋を得て移植している。伊豆諸島では「イモ」と言えば「サトイモ」のことで、サツマイモは「サツマ」とか「カンショ」または「サツマイモ」とフルネームで呼んでいたが、サツマイモが定着するにつれて「イモ」と称するようになって「サトイモ」に取って代わっている。

従来、伊豆諸島は八丈島以外水稻栽培はなく、新島では若干陸稲は栽培されたが、一般的ではなく、実験的栽培の範囲を出るものではなかった。畑作は主として麦作であったが、風の強い伊豆諸島では安定作物には成り得なかった。御蔵島では麦1升蒔の土地の収穫量は上々年で約8升・下年は2升、粟畑は麦1升蒔の土地で上々年は3升・平年作は2升・下の年は1升で種の分量しか収穫できずとある。茅原畑では麦1升蒔の土地での収穫量は上々年3升・平年2升・下々年では2・3合で、大風の吹く年は一粒の麦も得られないとある<sup>(43)</sup>。

新島は御蔵島より豊かな島ではあるが、土地は「全ク白砂二面、畑も一体白砂勝二面御座候間、麦作仕付候而も手入肥シ、第一二仕候得、ケ成二も取人候得共（中略）九月中旬頃より西風強、十一月十二月5翌二月頃迄、別而烈敷御座候二付、生立候而も品二より多分吹切申候、蕃積之義、第一之夫食御座候<sup>(44)</sup>」と、やはり強い季節風を避けての栽培に心掛けている。サツマイモには適度な雨水が必要であり、心配は尽きない。しかし、サツマイモの移植に心血を注ぎ、その結果伊豆諸島では第一の夫食の地位を確立し得たのである。

「八丈嶋年代記」<sup>(45)</sup>には「牛山」へ出るとか、「牛山」へ上る、などという記事が数箇所見える。これは必ず大飢饉の年で、放牧牛を救済食料にしている。そして危難の去った時に「神祭」を行っている。仏教世界に閉じ込められていた中・近世では、生き物を食べることは救い難いほどの罪悪であったが、極限された島世界では、やむを得ないことであり、「神祭」を執り行うことによって神仏に救いを求めたのである。

牛食の記録は伊豆諸島中八丈島以外には見当たらないが、各島には牛場（放牧地）があり、その上、最も豊かな八丈島に牛食があって、他の島にないというのはいささか不自然でもある。この風習は例外はあるにしても、多かれ少なかれあったと見なければならぬだろうと思う。ただ記録が残されていなかったのではないだろうか。御蔵島は牛場がなく、カツオドリ（オオミズナギドリ）の著名な生息地で、旧来から非常食以上に重要視されてきたことは「御蔵島には御馳走はないが、ヘンゴダンゴとカツオドリ」の民謡が伝承されているように、「御蔵島の歴史には一人の餓死者も出していない」と島の古老は胸を張って言う。新島は海に依存する度合いが伊豆諸島中最も高く、かつ、式根島の存在が強みで、飢餓に陥ることは少ないが、飢饉の年は比較的不漁年でもあり、牛食がなかったと断定はできかねる。天保2年（1832）12月16日に「牛食之者共吟味いたす」とあり、18日に島民4人・流人11人の計15人に咎手鎖・急度叱り・叱りの判決が出されている。19日には鎮守社と大寺に清めとしての供物が奉納されている。別の『H記』には100日の別火が申し渡されている。ある程度の破戒容認の知識があり、かつ飢餓に悩む流人が中心になっての行為であるという推察はできる。島民には珍しさという面があったであろうか。

八丈島中之郷にある大御堂境内に「明和飢饉冥福碑」<sup>(46)</sup>が立っている。この石碑は明治23年（1890）10月に村人が集まって、明和の大飢饉で餓死した人々の冥福を祈って建立したもののだが、733人が餓死し、生

存した者わずか400人たらずであったと記されている。

同じ八丈島大賀郷馬路の墓地に、「甘薯由来(17)碑」と呼ばれている石碑がある。その碑文は下記の通りである。

文化八未四月 新島より持参 赤さつま芋作初 六代日菊池秀右衛門  
文政五年四月 右同断 ほんす種 七代目同 小源太  
慶応四辰二月建立 八代目 右馬之助

これは八丈島に初めてサツマイモが移植されたことを物語る貴重な歴史資料である。種芋は新島からもたらされたもので、近藤富蔵は『八丈実記(17)』で「大賀郷名主菊池秀右衛門武昌、文化八辛未年新島より赤さつま芋の種を得て八丈にひろむ、俸小源太同九年壬申年（これは誤り、正しくは文政五年壬午）、ハンスというさつま芋種持来る、しばらく風土にあわず、四十年の後五ヶ村・小島・青ヶ島にまで繁茂し、はじめて島開闢以来の患をわすれる、八丈島の大隠徳誰か及ぶべき」と記している。

やはり八丈島の三根神湊に「西山ト神居記碑」という石碑がある。伊豆代官羽倉外記（簡堂）の選文で、当代第一級の書家市河三亥（米庵）と名工広群鶴の作である。さすがに当時の学者の手になる碑文は極めて名文で、それなりに難解である。拙いが私が読み易くしたものを次ぎに述べてみようと思う。

### 八丈島西山に神居をトするの記

ここは南海の絶島にして、支配し給う神の鎮座せるを西山と称し、ひとり孤堅たり。山頂には天の創り給う池ありて、よく雲雨を生ぜしむ。山の陰に小さき二つの丘ありて、それらを元乗山と戸石山と称す。この両丘の間は平らかにして、よく樹々は饒たり。もって海神のここに棲めるありと。人よんでこの地を神止山と言えり。

文化年間（1804-18）島人と一の建白あり、樹を伐り開きて麦田となし、秋のとり入れを増し、つぶさに民を潤さんと。天保（1830-44）はじめよりこの方、洪颯しばしば起こる。雪は舟楫を損ね、人々は驚き怖れて曰く、神のましますところを失いしゆえにこの変事あると、人々開墾の事業を止めたり。故に再び雑木の生い繁るにまかせり。吾れ羽倉外記、神の罰たるにあらざるを信ず。八丈島への途は危険にして遠し、漕ぐを頼むは容易ならずして、常に欠乏に逢い、たちまち口を開きて乳を待つは、輻鮒の危険に逢うに似たり。

父老の相伝えて曰く、民の五千に及ばば必ず飢餓する者ありと、今や島民の一万に及ぶ、開きて墾やせずんばしかず、再び雑木の繁りたる所を開き、手を休めんことを停めよ。それ災いの降ることありと言えども、神のなせる業にはあらず。神は民の過ごせるを心になし給うものなり。

吾れ、神の哀惜は、これ島人の上にあるを知る。かくて神はこの丘に在らざるなり。しかると言えども神の居る所なきは、民の迷いを増すのみなり。

ここに吾れ命じて島人等をして、西山の佳き所をトして、もってそのところを聴し召し給え。かの所に立ちたる巨樹をしておたまやとなし、元の神樹と同じくなし給え。けだし、この行なうところが、すなわち独断に過ぎぬれば、島の民はもとよりあずかり知らぬことにして、神の責めるところの咎あらば、偏に吾が身に加え給わんことを、吾は敢えて逃げ去らざるなり。遙かに遠きこの地を治むれど、神の慈悲を島の民のうえに垂れ給わんことを。よりにて石碑に刻してここに告ぐるものなり。

### 八丈島西山ト神居記

貌南海絶島 其鎮曰西山半椒孤堅 頂有天池 能出雲雨 山陰小邱曰元  
乘山曰戸石 二邱之間坦而饒樹 浴以為海神所棲止 呼曰神止山 文化  
中 島人一建白 斬樹伐石 墾為麦田 歲果增收 具民以飽 天保紀  
元以來 洪颯屢作 雪及舟楫 人咸駭曰 神失具居 故有此變 請拳向  
所闢 婦之榛莽 牒人 余謂不然 島之險遠 漕運難恃 每遭闕乏 輒  
開口待哺 有類輻鮒 父老相伝 民及五千 必有饑者 今也口僅一万  
開墾不如 又欲併其既闢者廢之 不亦謬乎 夫災降有數 認數為神不可  
且神以濟庶為心 吾知其所愛惜在此民 而不在此邱也 雖然 神無定居  
民乃迷騰仰 茲命吏胥源為民等 卜西山佳処 以為享食所 其樹而不廟  
者 仍旧貫也 蓋此萃出則独断 島人不與 如有神責 殃咎宜加則身  
則不敢逃 則遥管此地 恐其或有後言 乃刊貞珉 以告來茲  
天保甲午夏四月朔

羽倉則撰

市河三亥書

広群鶴鑄

### 西山ト神居記碑文（八丈町三根）

「西山ト神居記碑」に出て来る島人与一は、三根村の旧家で名主高橋長右衛門為榮の四男で、若いころ江戸に出て黄八丈などを商い産をなし、学問を志した漢学者高関慎を号した人物である。彼は後に八丈島に帰ってから開墾を指導し、現在でも「与一畑」という地名を残しているほどの開明的な島民であつたらしい。

この石碑の意味するもう一つの面は、海神を中核とする島嶼文化に対して、甘藷移植に表現される農耕文化との激しい出会い、現代風に言うと一種のカルチュア・ショックである。開墾事業が海神の御座所を侵すことによって、島民はその事業を放棄している。島人与一は本土文化を体得した人物であり、代官羽倉外記もまた本土文化の推進者である。外來の異文化が島本来の海洋文化の座標の中に、どのような形で位置付けられるか、そして、島文化がどのような展開を示すのかは興味ある課題であろう。ともあれ、甘藷移植によって八丈島の耕地面積は大変革を示した。それを表にまとめてみよう。

年代 種別	1793年 (寛政5)	1810年 (文化7)	1815年 (文化12)
田	57町 8反 8畝 24歩	63町 2反 2畝 9歩	63町 2反 2畝 9歩
畑	182 1 2 19	261 9 6 19	268 2 9 10
山畑			1,155 2 0 25
計	240 0 1 13	325 1 8 28	1,486 7 2 14

この表から理解できることは、耕地拡大は主として山畑であり、文化10年代に爆発的であつたと言ふことである。すなわち、八丈島では甘藷移植に成功したのがその頃であつた。しかも、3-4倍の耕地増加である。この現象は八丈島ばかりではなく、他の島でも見られる現象である。例えば、御蔵島では天明元年(1781)には全島耕地面積は1町5反5畝28歩であつたものが、天保5年(1834)には4町6反8畝16歩と、約3倍に増大している。人口も100人前後(増減5人)であつたものが、251人になっている。このことは、甘藷移植に成功したことによって、安定食糧が確保された結果であると推定されるのである。

新島でのサツマイモ耕作について、次のような記事がある。

「春彼岸ニ苗場ニ種伏セ候而麦作刈入候跡を耕し、右蔓式夕節三節懸ケ切候而雨天を待、植付申候、大概五月中ニ植付申候、天水を相待候故、照統候得々無抛居村井戸より水を汲植候得共、畑迄余程之道程ニ付、居村近所之畑少々も植候而種取候計ニ御座候、尤苗場芽出成長盛ニ殊ニより大風吹候而、吹枯シ候年もま、有之候、左様成節々猶又手入肥等無、強而出精仕、再芽を出シ植付候得共、大風も無御座、雨継も宜無御座候而ハ存分ニ植付相成不申候、其後根付蔓葉余程延候節、蔓之先キを留、草を取、肥シ等時々不怠手入仕候」

これを見ると、季節風を避けて収穫するサツマイモの植え付けでも、吹き切れる程の強風が襲つたりすることがあつた。また、甘藷育成に不可欠な天水の不足もあり、井戸から水を運んでは畑に撒くという重労働もあつて食糧の確保には涙ぐましい努力が払われている。文化14年(1817)には5月の一ト月だけで、雨乞い祈禱が4回行われ、6月に入っても4回行われ、その上、名主儀右衛門らは3日昼夜のお籠りをし、百姓は「組々ニ而汐こりを取、朝□□参り、雨乞相願申候」とあつて、日照りが続きサツマイモの収穫が危ぶまれたのである。その上、7月20日には「今朝より時化ニ而昼過頃はこび雨、大風吹出ス、村内居宅々損し無之候得共、所々垣根ハ吹たおす、作物場所々より粟々痛ニ相成ル」ほどの大風が吹き荒れている。しかし、9月にはサツマイモの収穫に取りかかることができた。それに先立ち9月5日に15歳から60歳までの島中の女性全員が申し付けることありとして、役所に呼び集められた。役人には芋盗人は女性という先入観があつたようだ。「日記」には先入観を醸成するような記事は確かに散見されるところではある。3日後の9月8日に芋盗み一件で島民9人(男3人・女6人)が呼び出され尋問されて、11日に判決があつて、女性1人が手鎖に処されている。また、12日にも島民8人(男5人・女3人)と流人1人が吟味を受け、女性1人が手鎖、2人(女性)は病気を理由に猶予(12月に手鎖)ということがあつた。別に女性だけではなく、男女にかかわらず不心得者がいるが、食事そのものに携わる主婦と、封建社会という女性蔑

視の時代には、おおむねこのような感覚がまかり通っていたのである。芋盗難事件はほぼ毎年のように見られるが、その他の作物についても同様で、天保8年(1837)8月4日条には「北村丁兵衛母<sup>n</sup>、畑大角豆盗取申旨、番人より届出候二付、呼出吟味いたし人牢申付、明日より五日晒可申付候処、長栄寺<sup>ら</sup>妙正寺、達而慈悲願出候二付、格別之勘弁を以、明日より二日さらし申付」とある。この告発はすべて畑番という流人からの通報であり、島民と流人との分断を図る相互監視制度が、島社会に暗い影を落としていることは確かである。又、減刑を願出る者の中に寺社が必ず入っていることは、村落共同体における寺社の役割を考えると興味がある。但し、神社は地役人を兼帯しているため、実母が減刑を願い出ている。

新島には注目すべき史料がある。それは表紙に「文化八未三月 薩摩芋二而諸品仕立様 新嶋住 神主 菅原順備」とあって、前田健二家所蔵文書である。その内容を次に引用してみよう。

「 薩摩芋二而くす取様伝

- 一 生の薩摩芋のかわを取り、臼にてつき、此内<sup>ら</sup>水を入れてしぼり、又其しほりかすを臼にて能つき、又水を入しぼり、二<sup>三</sup>度ほともしぼり、布にてこし、其水を桶<sup>ら</sup>人かたむる也

但、正合ハ常のくすのことし

薩摩芋二而醬油仕立様伝

- 一 薩摩芋を切干にして、米つふほどに小まかくいたし置、又つき麦少し入、是をむしてかうじに仕立て、水塩を入仕込也、尤水塩のかけんハ、不断醬油仕込割合を以、心向き次第人べし

薩摩芋二而酢の造様之事

- 一 生の薩摩芋をかわを能くむき、水気のなき様二干して、此干芋をむしてかうじを入、水少し入、右むしたる芋を其ま<sup>丸</sup>二而入てよし

薩摩芋二而せやうちう造方伝

- 一 薩摩芋五<sup>六</sup>日かわを不取、跡先のはしを切て、水にて能たきあけて用ひ
- 一 こうぢ 五升 但常の通米のこうぢ也
- ・ 水 壹斗貳升

右の芋とかうじと能くつきませ仕込置き、日数五日程置、夫よりせやうちうをせんじ取る也

薩摩芋二而味噌造方之伝

- 一 薩摩芋を切干二いたし置、米つふ程こまかに臼にて能つきむす也、生の薩摩芋をかわをとらずに湯であけて置き

此二品<sup>ら</sup>

こうぢ塩入造り、かけん見計二而仕込べし

薩摩芋二而水あめ造様之事

- ・ 薩摩芋をかわをとらず能洗ひ、跡先切去ル、ゆてあけて臼にて能つき、右湯で揚ケ候なべの内有之候湯で揚ケたる水を入、臼にてつきませる、又麦のもやしを其内<sup>ら</sup>少し入、かけんいたすへし

此仕立様ハ

先麻の切二て二度ほどしほり、桶の上<sup>ら</sup>竹のすをあみて、桶の上<sup>ら</sup>のせ置、此上二而しほり、跡に此しほりたる水を木綿切にてしぼりてよし、又しほりたる水を桶<sup>ら</sup>入、能すまし、右すミたる水をしつかに取り、此水を常の通ことく鍋<sup>ら</sup>入、あめにねるべし

右しほりたるかすを入候得バ、あめうすくなる二付、入べからず、鍋二こび付ぬ様にねるべし、こび付候バあめにがく成ル也

(以下省略)

これは島内有知識者による、本土からの知識の導入を示すもので、これら知識が一般島民へと伝授され、食文化を豊かにして行ったものと思われる。

## 7. 祭礼

『日記』には祭礼にかかわる記事が多く見られる。新島の惣鎮守を「本社」と称しているが、「当社十三社大明神」とあり、三島大明神を勧請し惣鎮守としたとある。島には12人の禰宜がおり、常時は百姓では

あるが、末社の守りをし祭礼の節には神役を勤める。毎年下記のような12度の祭礼がある。

1月3日	天下泰平之御祈祷	6月14日	天王祭
2月15日	末社八幡宮	8月	新米祭
3月7日	夜種祭	9月	末社御霊
4月	初メー之酉	11月	中之酉
6月	黒子神事	12月	酉之日惣氏子年中所繁榮之祭
6月7日	天王	12月26日	年越神事

上記は惣鎮守社の末社にかかわる祭礼であって、これらの外にも各種の祭礼がある。例えば嘉永7年(1854)の『日記』を開くと上記十二祭礼以外にも次のような祭事が執行されている。

1月8日	薬師様祭礼二付、例年之通御初穂鳥目式百文、神酒・洗米、重箱二而上ル
1月24日	かんのんほふし神元、仁左衛門・七兵衛両家へ酒・洗米、重箱二而錫神酒上ル
2月9日	今晚天王禰宜より社務へ神渡り有之
6月30日	名越神事二付、御初穂五百文、神酒・洗米、重箱二而上物致ス
7月12日	薬師様御祭礼二付、式百文御初穂、錫神酒・洗米、重箱二而上ル

など、探し求めればこれらの外にも多くの祭礼がある。

弘化3年(1846)2月15日条に「社務天鎮賽馬祝二付三百疋、役所内不殘招ル」などもあり、民俗学的には興味ある課題が多い。

翌年の弘化4年(1847)2月15日条には、さらに興味ある祭礼が見える。

「やぶさめ御祭礼二付上ケ物、鳥目式百文・御洗米壹升、す、御神酒二而禰宜元納ル」

これは十三社大明神の末社八幡宮の祭礼で、役所からも神役を勤める禰宜に供物を納めた記事である。当時、神事として「やぶさめ」が奉納されていたが、現在は失われている。

伊豆諸島では利島に「ヤブサメ」が今でも伝承されている。利島では正月元日に八幡神社で「ヤブサメ」が行われる。馬に乗って的を射るというのではなく「ぶしゃ」で、歩射または備射と書き、「オビシヤ」と呼ばれるものである。前年の12月22日に男子青年の射者2人と少年の矢取りが「垢離つき」と言って、浜辺で身を清める。彼らとは別に12月26日には3人の青年が選ばれ「垢離つき」に入り、射者の用いる的と弓矢を製作する。27日に弓と矢に使われる新しい木を山へ入って取って来る。この木は「弓木」と称する島特有のものである。28日的を作る。神社の宝物になっている「分木」で和紙に円を描く。的場は長四角に土を盛った上に平石を積んである。元日にお祓いを受け、神官の先導で的場に行く。的衆(射者)は納豆帽子・紋付着付・袴を穿き、白足袋・わらじを履く。矢取りの少年は袴なし、長袖の黒着付け・松竹梅ちらし裾模様・三ツ紋・黄色の平帯をうしろで結び垂らす。介添えは紋付羽織の着流し。的衆は左肩を脱ぎ、矢を2本持つ。左射者が1本矢を放つ、右射者が1本放す。つづいて左射者・右射者と残りの1本を放す。矢取の少年が的の矢を抜き取っての衆に渡す。矢は28本射る、これは神への奉納分。つづいて3本射る、これは的衆の分。これを7回行って上りする。7回目の最後の方はわざと的を射らぬように落とす。これらには細かい仕来りがある。最後に落とした矢によって、矢が山よりに寄っていれば、その年は山の物が良し、海の方(的場から見て左手)に寄っていれば漁業が良しとされている。

新島の「ヤブサメ」については「的衆・矢取りの3人は兄弟であった。最後には兄弟3人が揃わず、親類縁者であったそうだ」(新島村文化財保護審議会副会長 梅田実太郎氏談)とのご教示を受けた。梅田先生や同年代の方の中には、新島の「ヤブサメ」を体験された方がおられる。3兄弟が揃わなくなったため、新島では「ヤブサメ」が伝承されなくなったようだ。利島の「ヤブサメ」とは形式作法は異なっていたらしく、伝統芸能として復活させたいものである。

## 8. 祈祷・願掛け

無作為的に嘉永7年(1854)に行われた祈祷・願掛けを『日記』から拾ってみる。

1月7日	例年之通り諸願掛上物、八兵衛殿宅二而有之
1月13日	異国船怨敵退散御祈祷上ケ物
1月24日	難除上ケ物

2月30日	所安泰御祈禱上ケ物
4月21日	悪敷風邪流行致候二付、送り神上物致ス
5月12日	植付願掛上物致ス
6月7日	於長栄寺漁業祈禱結願二付、小前一統信心 <sup>二</sup> 致ス
6月11日	植付願果二付上物致ス
7月17日	作物無難取人願掛上物
8月3日	悪敷風流行致候二付、送り神上物
10月8日	火防上物
11月12日	作物取入願果上物
12月5日	火防願果二付、今日沖山渡世留之事
12月16日	当所安泰之為メ上物致ス

などなど実に多い。この嘉永7年の『日記』以外にも、多様な祈禱・願掛けが散見される。神前への供物奉納の翌日には祈禱が神社・仏閣で行われ、天窓（アメマ）役として若干文の銭が集められる。悪敷風邪とか、流行病・害虫除け・忌神除けなどの祈禱が行われると、その後、子供たちが郷中を廻って邪神を集め、若者組に渡される。若者組はこれを小船に乗せて沖へ流す。疫落として役所からも酒代が支給されている。そのあたりを具体的な史料で見ることができる。

天保2年（1831）2月の記事が良い。

23日	疫神除上物いたす 御本社様 <sup>一</sup> 神酒・洗米貳升ツ、 烏目壺貫七百文 三宝様 <sup>一</sup> 造酒・洗米貳升ツ、 青銅壺貫三百文 両町若者 <sup>一</sup> 酒代七貫文 天窓役七文ツ、 社務 <sup>一</sup> 半紙四帖・色紙青黄赤三枚ツ、 大寺 <sup>一</sup> 半紙三帖・色紙青黄赤七枚ツ、
24日	右疫神除、両所二而御祈禱有之、早而郷中送り可申之処、天気相二付延引二相成ル
25日	送り物、右同断
26日	疫神除、両所二而御祈禱有之、早而郷中送り、前浜より房州 <sup>一</sup> 出帆

祈禱・願掛けは十三社神社と長栄寺で執行される。特に疫病神への祈禱には神酒（寺院は造酒と言う）・お洗米とお烏目（寺院は青銅と言う）が供えられ、翌日には祈禱が執行される。郷中送りは子供の役割で、疫病神を乗せた小船は若者組の手によって沖へ流される。若者組は原町と新町が競争しての行事で、時には喧嘩騒ぎにもなった年もあった。疫病神を房州へ流すとあるが、その意味するところは詳らかではない。単なる潮の流れなのか、忌方向を示しているのかは不明である。同じ年の3月18日条には「前浜沖<sup>一</sup>出ス」とある。

同年5月19日条に明日の疫神除として「天王様郷中 渡御相願候二付、神輿<sup>一</sup>子供十二人相当テ今夕別火、尤白米五合ツ、并草履壺足ツ、遣ス」とあり、翌日の20日条には「天王様禰宜元より御本社<sup>一</sup>渡御、夫より郷中渡御、十二人之子供早朝前浜二而汐垢離を取、御陣屋<sup>一</sup>参り、居役人中同道二而禰宜元<sup>一</sup>連参ル」というのもある。これは疫病神除けではあるが天王様の祭礼として執行されており、別の『日記』には女子だけの神輿渡御もある。また、虫送りについては、天保元年（1830）4月8日条に「例年之通り苗場虫除、郷中子供大勢二而廻ル、尤頭衆・惣代衆添廻ル」と言うのもある。疫病の中では疱瘡があり、天保5年（1834）2月晦日に疱瘡願果し供物が寺社へ奉納され、翌3月朔日は祈禱のため沖山留、天窓役10文が集められたが、「疱瘡仕上候者計り出銅」している。そして「疱瘡仕上候者八百七人、病死之者百七人」とあり、新島で流行を極め百人余の人命が失われている。この流行は昨年より始まり、冬期を越えて猛威を奮ったところである。

## 9. 流人

古代律令時代の流刑地は遠流・中流・近流の3区分があった。これは都からの距離で、伊豆国は遠流の

国である。伊豆国とは伊豆諸島だけではなく、例えば源頼朝は伊豆蛭ヶ小島であって、現在の狩野川流域で伊豆半島中部である。奈良時代に大和葛城山の呪術者役小角について『続日本紀』文武天皇3年5月の条に「丁丑（24日）役小角流于伊豆嶋、初小角住於葛木山、以咒術称、外従五位韓国連広足師焉、後害其能、讒以妖惑、故配遠 処」と伊豆嶋に遠流に処された。伊豆嶋とあって、伊豆大島とは限らないが、大島泉津の行者窟が行者の修験場に相応しいとする後代の思惑である。

『保元物語』に久寿2年（1155）8月26日に近江国田辺で捕らえられた源為朝は、翌日京都へ護送された。公卿らは「此為朝をば首を刎らるべきか、禁獄せらるべきか」と議論を重ねたが結論が出せず思案していた。しかし、関白の「後代の謗多かるべし」との一言を受けて「公卿一同『あはれ目出度仰かな、遠流にてこそあらめ』とて、伊豆の大島へ流しつかはさる」とあり、伊豆大島への遠流が決まった。それでも強弓の名手為朝を恐れて「自今以後弓を引ぬ様に相計べし」とて、兄義朝に命じて「左右の腕をのみにて打放てぞ抜たりける」とある。預かりを命ぜられた「伊豆国大介狩野工藤茂光もてあつかひていかゞせんとぞ思ひける」と、取り扱いに悩む工藤茂光の様子を活写している。これはあくまでも「物語」であって、会話部分のみならず、歴史的扱いには十分留意する必要がある。

鎌倉時代の乾元2年（1303）の式目追加「博奕事」に「於侍者、可有斟酌歟、至凡下者、一二箇度者、被切指、及三箇度者、可被遣伊豆大嶋也」とあって、伊豆大島が流刑地になっていることが分かる。

これらの外に三宅麻呂などの伝承もあるが、伊豆諸島が本格的な流刑地になったのは、近世になってからである。このため伊豆諸島には近世の流人関係史料がどの島にも現存しているが、主なものとしては「新嶋流人覚帳」（2冊）を初め、「三宅嶋延宝元禄流人帳」「三宅嶋流人在命帳」（2冊）や「八丈嶋流人明細帳」などがある。新島関係では前田明永氏、八丈島関係では葛西重雄氏らの詳細な研究成果があるので、ここで改めて述べること自体蛇足に過ぎない。ただ、天保元年（1830）の抜船事件と、飢饉年であった天保8年（1837）の押借事件について『日記』記述のみを紹介することだけに留めたい。

7月16日の夜6ツ半頃、抜船の企てがあると2人の流人が密告した。それを受けた役所は直ちに流人の熊蔵・嘉十・万吉・勝五郎・瀧次郎の5人を捕らえた。厳しい尋問が続いた。18日密告者の2人も入牢になったが、これは一応身体保安の手段であったろう。後に褒美として酒代が与えられている。18日「流人勝五郎病死」、21日「流人熊蔵病死」、27日「流人万吉病死」と続き、8月9日「流人嘉十病死」と、5人の内4人が病死している。このような「病死」は抜船事件だけではなく、流人が島内で罪を犯し、入牢された時に多く見られる。「病死」とは拷問死以外には考えられないことで、そのまま理解すると誤ったことになる。公文書の限界であって、代官所も十分知っての上である。

天保8年（1837）は全国的な飢饉の年で、江戸での米相場は数年前は金1両につき米1石（10斗）であったものが、2斗を切っている。新島でも天候不順は例外ではなく、サツマイモの植え付けに苦勞し、植え付け後も雨乞い祈祷が何度も行われ、全島民の百度参りが強制された。飢饉のこの年には島内では農作物の盗難事件が続発している。飢饉年には生産手段を持たない流人が競面に飢餓に晒され、死を賭しての島抜け事件も発生するのである。3月20日3人の流人が島抜けを企んだとして捕らえられたが、密告が虚偽であったことが明らかになった。密告した雅楽之進という流人は尋問を受け、その日に病死している。言うまでもなく拷問死である。6月17日条によれば、弥八・林蔵・多吉・瀧次郎・元吉の5人の流人が中心になり、島役所に食糧の借用を申し出た。役所は島全体が困窮しているとして拒否した。彼らは再び相談し、「押借可致、若貸呉不申節ハ乱妨可致所存」という結論に至った。恐ろしくなったのか瀧次郎と元吉の2人が密告に及び、3人がその日に捕らえられ、その日に「弥八・林蔵・多吉病死いたす、日附ハ取極り不申、林蔵ハ七月十日病死」として、3人が同日病死では余りにも不自然と思ったのか、林蔵は事件よりも10日も前に溯っての病死にしている。

島当局は絵心のある流人には神社造営の雛形や村絵図の作成をさせたり（天保4年5月29日条）、「長栄寺御拝殿修復、大工権兵衛・勘兵衛并流人七五郎」（天保4年12月1日条）などと寺院修理に用いたり（天保4年8月3日条）、腕に技術を持つ流人を使い、時には「大工七五郎壺人参ル」（天保4年12月7日条）などというまでに信頼を寄せている。文章を自由に操れる「書役」もまた腕に技術を持つ流人で、島内では一応優遇されている。一般的な流人に対しても、「流人口人出ス、右之者共飯米、大角豆、家別三合ツ、取立ル」（天保4年7月23日条）と道普請作業に付かせては食料を与えている。山番・畑番などの雑役を

増員（天保8年7月12日条）としては役畑や役料の支給を通して流人救済などの手段を講じている。

### おわりに

『新島島役所日記』は新島村博物館目録では56冊ある。明らかに『日記』に属さない1冊を除いて、55冊の活字化に取り組んでいる。弘化2年（1845）－慶応4（1868）の24冊は2002年3月に、「新島村史」Ⅲ新島島役所日記 弘化－慶応 として刊行されている。天保年間分は2003年3月に刊行される。残る宝暦－文政分も引き続き刊行される予定になっている。全体を解読した者への恩恵として、ここに小論を発表する機会が与えられた。なお、この小論の先行論文として「天保8年『日記』に見る伊豆新島の「年」」があるので、重複を避け天候や風などにかかわる問題をカットしたため、反って中途半端な感があり、気にかかる点がいくつかある。今後修正したいと考えている。

### 注

- (1) 東京都教育委員会 1957年
- (2) 例えば、[A2-2]の表紙には「日鑑」とあるが、その内容は「御用留」である。まったく開くことが不可能な状態では無理からぬことで、史料保存のために無理な開頁を避け、修復作業を待つことが必要である。内容が「御用留」であったことは、修復を終えた後で判明したところである。
- (3) 『大島町史』通史編 p.171. 2000年
- (4) 『新島村史』通史編 p.315. 及び、資料編Ⅰ p.309. 1996年
- (5) 『八丈島誌』 p.157. 1973年
- (6) 「新島地役人就任一覧」（『新島村史』通史編 p.325.）及び「前田家々譜」（前田健二家文書 『新島村史』資料編Ⅰ. p.321. 所収）
- (7) 『新島村史』通史編 p.330. 参照
- (8) 「宝永7年8月若郷村家居引分けにつき書付写」（新島村役場文書『新島村史』資料編Ⅰ p.333 所収）
- (9) 「宝暦年間新島島役所日記」の宝暦5年6月25日条に入札の結果が記録されている。  
1位 故名平右衛門家  
2位 宮川惣左衛門  
3位 梅田伊兵衛  
外に2・3枚の札が4・5人に入っている。
- (10) 「文化9年新島島役所日記」の10月29日条に「流人留次郎書役申被付候」とある。「流人覚」（前田健二家文書 『新島村史』資料編Ⅱ所収）では留次郎は確認できなかった。矢部鉄太郎については「流人覚」（『新島村史』資料編Ⅱ p.318.）に、大嶋又左衛門についても同書 p.345.に見える。
- (11) 代官江川太郎左衛門（英征）が幕府に提出したもの
- (12) 弘化2年2月26日条「アジャ木為見分と役人中相越ス」（『新島村史』資料編Ⅲ 新島島役所日記 弘化－慶応 p.4. 2002年）
- (13) 安政5年2月8日条「佐賀様風」（同上 p.371.）また、若干東に片寄る北風を「下総北風」（嘉永7年7月14日 同 p.260.）というものもある。
- (14) 段木一行『離島 伊豆諸島の歴史』 p.197. （武蔵野郷土刊行会 1976年）
- (15) 秋山富南章『南方海島志』（寛政3年刊 都政資料館所蔵 『新島村史』資料編Ⅰ 収載）
- (16) 『宝暦年間 新島島役所日記』
- (17) 『享保11年8月 新島村明細帳』（前田健二家文書 『新島村史』資料編Ⅰ p.341.）
- (18) 島会所について吉沢資敬「伊豆七島秘策」に「寛成八辰年三月十五日差出浦舩、此度伊豆国附嶋々困窮立直御救として、産物交易之儀、以来者江戸鉄砲洲会所相立、右之場所二而一式取扱。外々二而者交易者仮令聊之品たりとも堅不相成旨、嶋々申渡候」とある。なお、「伊豆七島秘策」は段木

「史料紹介 伊豆七島秘策」(『封建社会研究会』3・4・5・6号 法政大学封建社会研究 1981-85年)を参照されたい。

- (19) 『南方海島志』新島項の土産に見える
- (20) 前田長八「新島特産のクサヤー独特の風味と保存性にすぐれた干物」(『大江戸万華鏡』p.356. 農文社 1991年)
- (21) 新島村役場所蔵文書 段木『伊豆七島文書を読む』(雄山閣出版 1982年) 参照
- (22) 例えば、嘉永2年1月20日条
- (23) 東京都教育委員会『伊豆諸島文化財総合調査報告』第2分冊 p.698. 1959年
- (24) 宝暦8年2月21日条
- (25) 宝暦6年(欠月)29日条
- (26) 宝暦4年1月17日条
- (27) 宝暦4年閏2月17日条
- (28) 宝暦7年9月1日条
- (29) 「天保2年 新島島役所日記」
- (30) 宝暦2年10月23日条
- (31) 宝暦2年12月27日条
- (32) 宝暦10年4月6日条
- (33) 宝暦10年3月30日条
- (34) 宝暦4年5月8・9日条
- (35) 宝暦5年11月18日条
- (36) 宝暦6年2月5日条
- (37) 伊豆国附嶋々様子大概書 新島の項(『新島村史』資料編Ⅰ p.368.)
- (38) 「天保元年新島島役所日記」(新島村役場所蔵文書)
- (39) 「伊豆国附嶋々より差出候薪為置場柳原七手下、別紙絵図朱引之地」(伊豆七島秘策)とあり、朱線で囲ってある。
- (40) 「安政4年新島島役所日記」(『新島村史』Ⅲ 新島島役所日記 弘化一慶応 p.356.)
- (41) 「伊豆国附嶋々様子大概書」(『新島村史』資料編Ⅰ p.368.)
- (42) 『新島村史』資料編Ⅰ p.385.
- (43) 天明元年(1781)「御用向之写」(御蔵島村役場所蔵文書)、段木『伊豆七島文書を読む』( p.110. 参照 雄山閣出版 1982年)
- (44) 「寛政7年9月 新嶋土地様子産物出方申上げ候書付」(『新島村史』資料編Ⅰ p.382)
- (45) 『八丈嶋年代記』(東京都公文書館所蔵『八丈実記』所収)
- (46) 東京都指定有形文化財
- (47) 東京都指定有形文化財
- (48) 近藤富蔵『八丈実記』(東京都公文書館所蔵文書)
- (49) 東京都指定有形文化財
- (50) 長戸路武夫家所蔵文書
- (51) 「天明元年 反別帳」(御蔵島村役場所蔵文書)
- (52) 「天保5年 伊豆国御蔵嶋畑反別仕訳帳」(御蔵島村役場所蔵文書)
- (53) 「寛政7年9月 新嶋土地様子産物出方申上げ候書付」(『新島村史』資料編Ⅰ p.382)
- (54) 「文化14年新島島役所日記」6月24日条
- (55) 『新島村史』資料編Ⅲ 新島島役所日記 弘化一慶応 p.74.
- (56) 同上 p.34.
- (57) 「利島の芸能」(東京都教育委員会『伊豆諸島文化財総合調査報告』第2分冊 p.520.本田安次・宮尾重男「芸能 北部諸島の芸能調査」)
- (58) 『新島村史』資料編Ⅲ 新島島役所日記 弘化一慶応 所収
- (59) 同上

- (60) 国史大系『続日本紀』前編 p.4.  
 宇治谷孟訳『続日本紀』上の関係部分を引用する。「5月24日役の行者小角を伊豆嶋に配流した。はじめ小角は葛木山に住み、呪術をよく使うので有名であった。外従五位下の韓国連広足の師匠であった。のちに小角の能力が悪いことに使われ、人々を感わすものであると讒言されたので、遠流の罪に処された。」 p.23 (講談社学術文庫 1992年)
- (61) 日本古典文学大系『保元物語 平治物語』 p.174. 岩波書店 1961年
- (62) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第1巻 鎌倉幕府法 p.310 岩波書店 1955年
- (63) 前田明永『新島流人史』 1996年 ぎょうせい。なお、先行著書として『流人の歴史を探る』その他がある。
- (64) 葛西重雄・吉田貫三『八丈島流人銘々伝』 第一書房 1964年
- (65) 『学芸研究紀要』3号所収 (東京都教育委員会 1986年)

付記：本論の作成に当たって、前田万作・梅田実太郎・坂本寛幸の諸先生、植松係一教育長をはじめ新島村博物館職員の方々から、ご指導・ご協力をいただきました。心から御礼申し上げます。

### 段木一行略歴

1931年8月18日	千葉県山武郡片貝町生まれ
1958年3月	國學院大學文学部史学科卒業
4月	千葉県船橋市立御滝中学校教員
1959年4月	千葉県立松尾高等学校教員
6月	東京都職員
1966年3月	法政大学大学院人文科学研究科日本史学専攻修士課程終了
1972年4月	法政大学文学部兼任講師
1988年3月	文学博士 東京都教育庁社会教育部文化課依願退職(学芸研究職・課長補佐)
4月	法政大学文学部教授
1993年4月	ロンドン大学留学
2002年3月	法政大学文学部教授定年退職
4月	法政大学大学院人文科学研究科兼任講師現在に至る。